

# 令和8年度 新潟市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

| 1 目標  |
|---|
| <p>新潟市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図る。</p> <p>このため、新潟市住宅耐震化緊急促進プログラム（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。</p> |

| 2 位置付け   |
|--|
| <p>アクションプログラムは、新潟市建築物耐震改修促進計画第4章及び第5章に基づき策定する。</p> |

## 3 取組内容・目標・実績

|                  | 令和8年度取組内容   | 令和8年度目標  |   |
|------------------|---|--|---|
| 計<br>画           | <p><b>【財政的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震改修に対する補助を実施</li> <li>・住宅の耐震シェルター等の設置に対する補助を実施</li> <li>・住宅の除却工事に対する補助を実施</li> </ul> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <p>i) 住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象住宅約8万戸に対して固定資産税の納税通知書によるダイレクトメールでの啓発（令和3年度から毎年全戸に実施）</li> </ul> <p>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して耐震改修を促すダイレクトメール等の発送による耐震化促進を実施</li> </ul> <p>iii) 改修事業者の技術力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催の改修事業者向けの講習会開催に協力し年1回以上実施</li> <li>・改修事業者リストを作成し公表</li> </ul> <p>iv) 一般への周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報等による耐震改修の必要性について周知を実施</li> <li>・住まいのリフォームフェアへの出展や公共施設等においてブース展示を年1回以上実施</li> <li>・パンフレット等により耐震化の必要性及び補助制度の周知を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震改修等に対する補助<br/>16戸</li> <li>・住宅の除却工事に対する補助<br/>5戸</li> </ul>   |   |
|                  |   | 前年度までの実績   |   |
|                  |   | <p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震改修等に対する補助<br/>16戸</li> <li>・住宅の除却工事に対する補助<br/>4戸</li> </ul> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震診断に対する補助<br/>237戸</li> <li>・住宅の耐震改修に対する補助<br/>11戸</li> </ul> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震診断に対する補助<br/>108戸</li> <li>・住宅の耐震改修に対する補助<br/>8戸</li> </ul> |   |
|                  |   | 前年度の取組実績   | 前年度の課題  |
| 自<br>己<br>評<br>価 | <p>i) 固定資産税の納税通知書による約8万戸へのダイレクトメールの実施（全戸実施）。</p> <p>ii) 診断報告時に耐震診断士から補助制度のパンフレット等による説明を実施。<br/>令和6年度に耐震診断を実施した住宅所有者（耐震改修工事未実施者）に対して、制度の周知などのダイレクトメールによる耐震化促進を実施。</p> <p>iii) 「新潟市木造住宅耐震診断実務講習会」を実施。<br/>新潟県耐震促進協議会で改修事業者リストを更新し、公表した。</p> <p>iv) 市報・SNSにより耐震改修促進に係る事業案内を実施。<br/>住まいのリフォームフェアへの出展及び公共施設におけるブース展示を実施。<br/>パンフレット等により耐震化の必要性及び補助制度の周知を実施</p>   | <p>①市報や納税通知書による補助制度の周知は一定の効果があるが、市報を見ない、広告に気付かないケースも多い。</p> <p>②新設した除却工事の認知度が低い。</p>   |   |
|                  |   | 改善策  | <p>市報や納税通知書による周知を引き続き実施するのと併せて、ブース展等による周知機会の拡大等、一般への周知・啓発を強化する。</p> |